



子育て

すくすく子育て練習講座(3日間コース)～親子でホットタイム～



日①2月21日(金)②2月28日(金)③3月14日(金)午前9時45分～11時45分

場総合会館3階①③306会議室②304会議室

対市内に住む子育て中の人・市内で子育てに関わる人

定10人程度(申込順)

内言葉が通じるお子さんに、言葉で上手に伝えるしつけの方法を体験しながら学ぶ。

※生後6か月以上の託児あり(2週間前までに要予約)

申2月7日(金)までに市HPで申込み

問こども支援課

☎81-5750

☎23-2239



市HP

放課後子ども教室サポーター募集中!

小学校の余裕教室を活用し、低学年を対象に、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などをする放課後子ども教室の子どもサポーターを募集します。

場市内小学校

対成人

活動日時 学校授業日の週2日放課後(午後2時～5時)

内コーディネーター(運営責任者)の補助、教室の準備、プログラム(工作や運動遊び)の指導・支援、こどもの安全管理

謝礼 700円/1時間

※各小学校の人員状況により、活動小学校・曜日を調整します。

申・問直接又は電話でこども支援課へ。

☎63-5005 ☎23-2239



市HP

東松山市子育てファミリー応援事業～ベビーギフトをプレゼント～

対お子さんが生まれた家庭で以下の要件を満たす人
・申請時に保護者とお子さんが東松山市に住所を有している
・他市町村で同様の趣旨のギフトを受け取っていない

申請方法

申請時には、申請する人の氏名、現住所が記載されたこども医療費受給資格証等又は申請する人とお子さんの氏名、現住所、生年月日が記載された住民票(本籍及びマイナンバーの記載がないもの)をご用意ください。

※申込みはお子さん1人につき1回です。多胎児の人はお子さん1人につき1回ずつお申込みください。

※市外に引越し後の申請はできません。

申請期限 対象のお子さんの1歳の誕生日前日まで

ギフトのお届け 県と市が委託した事業者から、申請後1か月前後を目安にギフトを自宅にお届けします。

問【ギフト申請や配送等】生協パルシステム埼玉受付センター

☎0120-860-678(月～金曜日午前9時～午後8時(年末年始を除く))

【その他】こども支援課

☎63-5005 ☎23-2239



市HP

学校・保護者間の連絡ツールが変わります

日2月中旬以降(段階的に運用を開始)

対市内小・中学校に通う児童生徒の保護者

内市では、児童・生徒の学習環境をはじめ、学校のICT化に取り組んでいます。今回導入するのは、スマートフォンを利用して「学校からの連絡配信」と「保護者からの欠席連絡」を行うことができる、保護者連絡ツールです。

主な機能 ・学校から保護者への「連絡配信」(PDFファイルや画像の添付ができます)

・保護者から学校への「欠席連絡」(アプリから欠席連絡ができます)

※利用方法については、学校からお知らせする予定です。

問学校教育課

☎21-1429 ☎23-7255

親子で遊ぼう会 3月

■保育園 1歳児サークル

日4・11・18・25日(火)全4回

時間 午前10時～11時

場まつやま保育園

対市内在住の1歳児と保護者

定親子6組(申込順)

内ふれあい遊び、足形スタンプ製作、おもちゃ作り、身体測定

申2月3日(月)午前9時30分から電子申請で申込み。なお、電子申請が使えない人は電話で平日午前9時30分～午後4時にまつやま保育園へ。



初めて参加の人



2回目以降参加の人

■体育館

日・場6日(木)北地区体育館、13日(木)唐子地区体育館、27日(木)南地区体育館

受付 午前10時

時間 午前10時15分～11時15分

対未就学児と保護者

児童扶養手当

次の①～⑧のいずれかに該当するこどもを育てている父、母又は生計を維持している養育者に支給される手当です。

①父母が婚姻(事実上婚姻関係や内縁関係を含む)を解消したこども

②父又は母が死亡したこども

③父又は母に一定の障害があるこども

④父又は母の生死不明のこども

⑤父又は母に1年以上遺棄されているこども

⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けたこども

⑦父又は母が1年以上拘禁されているこども

⑧婚姻によらないで生まれたこども

※ただし、次の場合などは受けられません。

・婚姻していなくても、男性(女性)と同居所に住民票を登録し、生計が同一である場合(住民票に記載がなくても、実際に生活をともにしている場合を含む)

・児童福祉施設等(母子生活支援施設・通園施設を除く)にこどもが入所している場合など

※申請者及び同居している扶養義務者の前年(1月～9月に申請の場合は前々年)の所得により、支給に制限があります。

申・問こども支援課

☎21-1461 ☎23-2239



市HP